

○国土交通省告示第千四百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算）によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 法第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。

ロ・ハ（略）

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準（増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦（増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限る。）であつて、軒及びけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものにあつては、同告示第一第三号に定める基準を除く。）に適合すること。

ロ 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。

ロ・ハ（略）

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基

づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築に係る部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築に係る部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。

イ・二 (略)

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合にあつては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によつて安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。

イ・二 (略)

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあつては、

(削る)

二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

既存の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあつては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。